福島県相馬港湾建設事務所 東北地方整備局小名浜港湾事務所 福島海上保安部

## 相馬港における民間商船等一般船舶に対する 供用について

相馬港では、東日本大震災による被災後、港湾施設の供用を図ってまいりま したが、更に平成23年4月27日15時より、民間商船等の一般船舶に対し て、下記のとおり供用開始します。

記

- 1 航行可能な水域
  - 別添図の「航行可能な水域」(青色)と表示された水域
- 2 利用可能な係留施設
  - 2号ふ頭第4号岸壁
  - ※既に緊急物資輸送船等に供用している係留施設
    - ①1号ふ頭第1号岸壁及び同第3号岸壁
    - ②2号ふ頭第4号岸壁

## 3 留意事項

- (1) 相馬港及び周辺海域には、漂流物、瓦礫等の水中障害物が依然として 存在するおそれがありますので、船舶の航行に当たり十分注意してくだ
- (2) 相馬港入出港の航行径路は、北航路とし、原則、日中航行をお願いし ます。
- (3) 相馬港内では、水深減少が別添図のとおり認められています。
- (4) 東日本大震災により沖防波堤が広範囲に渡って損壊しており、以前に 比較し港内の静穏度は低下しています。
- (5) 入港できる船舶は、港湾管理者が岸壁使用を認めた船舶及び港内での 用務がある船舶とします。

## 4 民間商船の接岸予定

平成23年4月28日 7:30に、震災後初めての民間商船が2号ふ頭第4 号岸壁に接岸する予定です。

なお、当日の海象条件等によっては、予定が変更となる場合があります。

## 【問い合わせ先】

福島県相馬港湾建設事務所 東北地方整備局小名浜港湾事務所 電話 0246-53-7100 福島海上保安部

電話 0244-36-5029 電話 0246-53-7112